議題資料５

熊本地震及び頻発する豪雨災害からの復旧・復興支援に関する提言（案）

令和８年７月28日に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード７．１の地震が発生し、宇城市と氷川町で最大震度７、熊本市、八代市など６市町で震度６強を観測し、九州一円に大きな揺れをもたらした。

また、令和８年８月千葉豪雨や令和８年台風第25号のほか、石川県や富山県、福井県、愛知県などで「レベル５大雨特別警報」、「レベル５氾濫特別警報」、「レベル５土砂災害特別警報」が発表されるなど、全国各地で大規模な風水害が頻発している。

こうした大規模災害により、人的・住家被害をはじめ、停電や断水といったライフライン被害や、幹線道路・鉄道網の寸断が発生し、復旧に時間を要し、長期にわたり住民生活に影響を及ぼしている。

これらの災害対応を通して顕在化した新たな課題や教訓を踏まえ、頻発化・多様化・激甚化する大規模災害への備えを強化していくことが重要である。

１　激甚災害の指定基準の見直し

激甚災害（本激）の指定基準について、今回の熊本地震において、現行の制度では、被害額が都道府県の基準を大幅に上回ったとしても、全国基準を満たさない限り本激に指定されず、特に中小企業等の被害について十分な支援を受けられない状況が生じているため、被害実態に見合う支援を受けられるよう、指定基準を見直し、本激の適用基準を緩和すること。

２　災害救助法の運用

(1) 被災した住民が一日も早く生活を再建できるよう、被災者支援の核となる災害救助法について、被災地の実情等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充など弾力的な運用を可能とするとともに、確実な財政措置を講じること。

(2) 現行制度では、応急修理期間中の応急仮設住宅の入居要件について、半壊以上が対象とされているが、準半壊であっても応急修理期間中に自宅居住が困難となる場合があることから、被災者の実情に応じた運用が可能となるよう、入居要件を緩和すること。

(3) 足もとの物価動向等を踏まえた「住宅の緊急修理」及び「住宅の応急修理」の費用限度額の引上げ等の特別な財政支援を行うとともに、「住宅の応急修理」の対象範囲である「最小限度の部分の修理」の見直しを行うこと。また、自治体による契約手続を行わずに、被災者が自ら修理業者と契約して費用を負担した場合には、災害救助法の適用対象にならないため、この場合においても救助対象とすること。

(4) 賃貸型応急住宅について、家賃上限額を超える場合でも、超過分を自己負担とすることで救助の対象とすること。また、被災者が先行して賃貸借契約を締結した場合における入居時の保証金等についても救助の対象とすること。

３　公共土木施設の災害復旧事業への支援

(1) 地震や河川氾濫、土砂災害により、道路、河川、砂防、港湾などの公共土木施設に甚大な被害が発生したため、災害査定への迅速かつ的確な指導・助言に加え、災害復旧工事や災害関連緊急砂防事業など災害対策関連事業による二次災害防止対策の早期実施について支援すること。

(2) 災害査定や復旧事業の実施に当たり、技術職員不足を補うための技術的支援及び財政支援を行うこと。

４　人員体制確保への支援

災害復旧事業に係る用地取得、調査・設計や工事の実施などの膨大な業務が生じることから、被災地の復旧・復興が進むよう、土木職や建築職、農業土木職、林業職等の技術職員をはじめ、復旧・復興事業の実施に必要な中長期の人員体制確保に対する支援を行うこと。

５　災害廃棄物及び堆積土砂への対応

(1) 市街地などに堆積する大量の土砂・流木・がれきについて、早期に除去するため、仮置場の確保に資する土地の賃借料を含め市町村等への十分な予算措置を講ずること。

(2) 災害復旧工事により大量に発生する土砂の処分場所の確保に係る技術的支援を行うこと。

６　病院、社会福祉施設、学校教育施設、文化財等の早期復旧に向けた支援

(1) 被災した医療機関や社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、必要な予算を確保するとともに、災害査定の円滑な実施を図ること。また、事業継続に向けた特別な財政支援を図ること。

(2) 学校（私立を含む）及び社会教育施設等の施設・設備（ＩＣＴ環境含む）の早急な災害復旧等についての十分な財政支援等を行うこと。

(3) 被災した文化財の早期復旧に対する技術的支援や十分な財政支援を行うこと。

７　商工観光業や農林水産業等への支援

(1) 被害を受けた中小企業･小規模事業者の施設や設備等の修繕に対する支援や、事業再開までの間の休業に対する助成など、地域経済の早期回復と雇用の維持に向けた柔軟な支援策を講じること。また、地域経済の牽引役であり、地域の雇用維持や取引先事業者の事業継続に重要な役割を担う大企業や中堅企業における被災施設等の復旧などへの支援を行うこと。

(2) 落ち込んだ観光需要を喚起するとともに、観光関連産業に対する復興支援策への財政措置など、必要な支援を講じること。

(3) 被災した農地・農業用施設、林道等の災害復旧事業について、十分な予算確保と迅速な災害査定の実施により､速やかに工事着手できるよう支援すること。

８　ライフラインの復旧支援

(1)　上下水道等のライフラインの早期復旧のための地方財政措置の拡充等を行うこと。

(2) 被災した鉄道各線の早期復旧を国としても支援するとともに、ローカル線における土砂流出対策等、鉄道の強靱化を進めるよう、鉄道事業者に対し指導すること。

９　災害対応に係る各種支援措置

(1) 公共施設の災害復旧に当たり、必要な予算を確保するとともに、土砂撤去など災害応急対策や災害対策関連事業の実施に伴う財政需要について、特別交付税などの特段の財政措置を行うこと。

(2) 短時間強雨によりアンダーパスでは道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じたことから、アンダーパス等の排水ポンプの適切な機能維持等のほか、車両侵入を防止するための遠隔遮断機（自動含む）や注意喚起を行うための道路情報板などの機能の追加・拡充に必要な財政支援を講ずること。

(3) 災害時に緊急車両の通行を確保するため、道路管理者が被災車両等を移動させて道路啓開を行う際、レッカー移動や車両の保管等に伴う多額の経費負担が生じていることから、これに対する国の財政支援措置を講ずること。また、車両の撤去に時間を要することから、迅速に撤去できるよう、人的・物的支援に加え、仮置き場の提供などの各種支援を拡充すること。

(4) 鉄道の運休により多くの帰宅困難者への対応が必要となったことから、地方自治体が行う一時滞在施設の確保に向けた取組に対し、必要な財政的支援を行うこと。

(5) 連日の厳しい暑熱に、空調が十分でない避難所で長期の避難生活を余儀なくされた被災者が多数発生したことを踏まえ、避難所の生活環境の改善を一層進めるため、ＴＫＢＢ（トイレ・キッチン・ベッド・バス）等の資機材整備に加え、空調設備整備事業の補助率・上限額の拡充、防災力強化総合交付金の交付対象経費の拡充や国庫補助率の嵩上げ、新たな国庫補助制度の創設、緊急防災・減災事業に係る交付税の算入率の拡充のほか、学校施設環境改善交付金の対象に、避難所に指定されている公立高校の体育館等の空調整備を追加するなど、国による財政措置を更に充実させること。

(6) 被災者生活再建支援法における支援の基礎となる災害に係る住家の被害認定基準について、浸水被害においては、生活機能が集中することが多い１階部分が大きな被害を受けることや、物理的損傷として現れづらい長時間浸水や汚水の侵入による浸水被害の特性のほか、住宅の部位別構成比などの住宅事情の変化等を踏まえ、同認定基準の検証・見直し等を行うこと。

(7)　急傾斜地対策工事の実施要件である「保全する家屋数が５戸以上であること」を満たさない宅地で、擁壁の設置などの宅地防災工事を実施する場合は、

原則として個人の負担により行うこととされているが、その費用は高額であることから、国において、個人が行う宅地防災対策工事への補助制度を創設すること。

(8) 防災庁の地方機関である「防災局」について、防災体制の空白地を生まないため、全国各地における大規模地震発生の可能性や、バックアップ機能の確保の観点から、設置するエリアや組織体制が十分なものとなるよう検討すること。

令和８年 11 月 27 日

全国知事会